〇環境省告示第三十八号

平 成二十三 年三 月 + 日 12 発 生 L た 東 北 地 方 太平 <u>;</u> 洋 沖 地 震 に 伴う 原子 力 発 電 所 \mathcal{O} 事 故 に ょ り 放 出 さ

れ た 放 射 性 物 質 に ょ る 環 境 \mathcal{O} 汚 染 \mathcal{O} 対 処 に 関 す る 特 别 措 置 法 施 行 規 則 平 成 + $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 年 環 境 省 令 第 三

十三号) 第二 + 八 条 第二 号 1 及 び 口、 第三 + 条 第 号 1 及 び 口 並 び に 同 条第 三号 1 及 び 口 \mathcal{O} 規 定 に 基

づき、 特 定 般 廃 棄 物 及 び 特 定 産 業 廃 棄 物 に . 関 する環境 大臣 \mathcal{O} 確 認 \mathcal{O} 要 件 を次 0 ように 定 め、 平 成二

十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日

環境大臣 大塚 珠代

特 定 般 廃 棄 物 及 び 特 定 産 業 廃 棄 物 に 関 す る 環 境 大 臣 \mathcal{O} 確 認 \mathcal{O} 要 件

平 成 二 十 三 年三月 + __ 日 に 発 生 L た 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 伴 う 原 子 力 発 電 所 \mathcal{O} 事 故 に ょ ŋ 放 出

第二十 八 条第 一号イ、 第三十 条第 号 1 及 び 同 条 第三号 1 \mathcal{O} 環 境 大 臣 が 定 \Diamond る 要 侔 は 廃 棄 物

成二十三年三月十一 日 に 発 生 L た 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 12 伴 う 原 子 力 発 電 所 \mathcal{O} 事 故 12 ょ り 放 出 さ

亚

さ

れ

た

放

射

性

物

質

に

ょ

る

環

境

 \mathcal{O}

汚

染

 \mathcal{O}

対

処

に

関

す

る

特

別

措

置

法

施

行

規

則

以

下

規

則

لح

う。

れ 法 た 放 とい 射 性 う。 物 質 に 第二 ょ る環境 条 第 \mathcal{O} 汚 項 染 に 規 ^ 0 定 す 対 る 処 廃 に 関 棄 す 物 Ź を 特 1 う。 別 措 置法 以 下 同 平 ľ 成二十三年 \mathcal{O} 焼 却 法 施 律第 設 又 は 百 十号。 公 共 下 以 下 水 道

若 < は 流 域 下 水 道 に 係 る 終 末 処 理 場 で あ 0 て、 次 \mathcal{O} 1 ず れ か 12 該 当 す ることとす

1 廃 棄 物 \mathcal{O} 焼 却 施 設 に あ 0 て は 当 該 焼 却 施 設 カ 5 生 じ た ŧ \mathcal{O} つ ば 1 U λ を 除 く。) \mathcal{O} 事 故 由 来

放 射 性 物 質 (法 第 条 に 規 定 す る 事 故 由 来 放 射 性 物 質 を 1 う。 以 下 同 ľ に よる 汚染 状 態 が 規

則 第 + 兀 条 に 規 定 す る基 準 に 適 合 L な 1 お そ れ が 少 な *(*)

口 公 共 下 水 道 又 は 流 域 下 水 道 12 係 る 終 末 処 理 場 に あ 0 て は、 当 該 終 末 処 理 場 か 5 生 じ た 汚 泥 等 \mathcal{O}

堆 積 物 当 該 終 末 処 理 場 に 係 る 焼 却 設 備 を 用 11 7 焼 却 L た ŧ \mathcal{O} に 限 り、 規 則 第 三 + 条 第 号 口 12

掲 げ る ŧ \mathcal{O} を 除 < . \mathcal{O} 事 故 由 来 放 射 性 物 質 に ょ る 汚 染 状 態 が 規 則 第 + 兀 条 に 規 定 す る 基 準 に 適

合しないおそれが少ないこと。

規 則 第二 + 八 条 第二 号 口、 第三 + 条第 号 口 及 び 同 条 第三号 口 \mathcal{O} 環 境 大 臣 が 定 \Diamond る 要 件 は 廃 棄

物 \mathcal{O} 焼 却 施 設 又 は 公 共 下 水 道 若 L < は 流 域 下 水 道 12 係 る 終 末 処 理 場 で あ 0 7 当 該 焼 却 施 設 又 は

終 末 処 理 場 に 係 る 焼 却 施 設 か 5 生 じ た ば 1 じ λ が 次 \mathcal{O} 1 ず れ カン に 該当することとす

該

1 当 該 ば 1 じ W が 般 廃 棄 物 で あ る 場 合 に あ 0 て は 当 該 ば 1 じ λ が 般 廃 棄 物 \mathcal{O} 最 終 処 分 場 12

埋 <u>\(\) \(\) \(\) \(\)</u> 処 分 をさ れ る 場 合 で あ 0 7 ₽, 当 該 最 終 処 分 場 が 規 則 第三十三条 第二 号 = に 規 定 す る 基 準 に

適合しないおそれが少ないこと。

口 当 該 ば 1 ľ ん が 産 業 廃 棄 物 で あ る 場 合 に あ 0 て は 当 該 ば 1 じ ん が 廃 棄 物 \mathcal{O} 処 理 及 び 清 掃 に 関

す る 法 律 施 行 令 昭 和 兀 + 六 年 政 令 第 三 百 号) 第 七 条 第 十 兀 号 ハ に 規 定 す る 産 業 廃 棄 物 \mathcal{O} 最 終 処

分 場 に 埋 立 処 分 をさ れ る 場 合 で あ 0 7 ŧ, 当 該 最 終 処 分 場 が 規 則 第 三 + 五 条 第 五. 号 1 12 な 1 7 そ

 \mathcal{O} 例 に ょ ることとされ る 規 則 第三十三条第二号 = に 規定 す る 基 準 に 適 合 な 1 お そ れ が 少 な 7

<u>ک</u> 。